

第二世代エコカーBOI布告

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●第二世代世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産事業奨励についての
投資奨励委員会布告第ソー1 / 2 5 5 6号

前文省略

第一項（要件と特典）

投資奨励各事業の種類、規模、要件及び特典についての仏暦二五五二年一〇月一五日付けの投資奨励委員会布告第10 / 2 5 5 2号末尾の投資奨励業種リストの第四類、第四・一二種、自動車生産事業に、第四・一二・五、第二世代世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産事業の内容を以下のように増補する。

四・一二・五、第二世代世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産事業要件

1、自動車組立、エンジン生産、及び輸送機械部品生産または調達プロジェクトからなる総合計画（パッケージ）として提出しなければならない。

2、4年目から年間10万台以上の生産量（アクチュアル・プロダクション）がなければならず、生産は仏暦二五六二年（西暦二〇一九年）までに開始しなければならない。

3、国内市場のために生産する自動車は、燃料エネルギー節約面、環境面、安全面で以下の性能を有する自動車でなければならない。

3・1、燃料エネルギー節約面。

*燃料を使用する、または燃料を使用することができる自動車は、UNECE Reg.101 Rev.2またはそれを上回るレベルの技術規定で示された、コンバインモードで100キロメートルにつき4・3リットル以下、の燃費効率を有していなければならない。

3・2、環境面。

*UNECE Reg.83(06) Rev.4、またはそれを上回るレベルの技術規定に基づくユーロ4レベルの排気基準に従わなければならない。

*排気筒から排出される二酸化炭素量が、UNECE Reg.101 Rev.2、またはそれを上回るレベルの技術規定に示された原則に基づき計測して、1キロメートルにつき100グラム以下の量である。

3・3、安全面。

*車体前面の衝突事故があった場合の乗客保護の機能は、UNECE Reg.94 Rev.1、またはそれを上回るレベルの技術規定に従う。

*車体横面の衝突事故があった場合の乗客保護の機能は、UNECE Reg.95 Rev.1、またはそれを上回るレベルの技術規定に従う。

*事前防止の安全面（アクティブセーフティー）の機能は、少なくともエレクトロニック・スタビリティ・コントロール（ESC）システムが搭載されたアンチロック・ブレーキング・システム（ABS）がなければならず、UNECE Reg.13H Rev.2、またはそれを上回るレベルの技術規定に従わなければならない。

4、シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッドの5品目のうち4品目以上のエンジン主要部品生産工程がなければならない。このとき少なくともシリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフトのマシニング工程がなければならない。

5、自動車組立、エンジン生産、並びに自己及び部品メーカー（サプライヤー）双方の部品生産を合わせたプロジェクト（パッケージ）の土地代と回転資金を含まない投資規模は、65億パーツ以上なければならず、既存の世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産事業者であれば50億パーツ以上なければならない。

6、その他の資格については第二世代世界標準省エネルギー自動車（エコカー）に係る工業省の布告に従わなければならない。

特典

1、委員会が承認した期間、すべての投資ゾーンで、機械輸入関税を免除。

2、第三〇条に基づく原料と必需品は、2年間、90%以下の輸入関税減免。

3、土地代と回転資金を除く投資額の100%を超えない範囲で、すべての投資ゾーンで6年間の法人所得税免除。さらに

3・1、法人所得税免除を受ける最初の5年間で、タイの自動車部品及び金型メーカーの開発のために5億パーツ以上投資する、または支出する場合、土地代と回転資金を除く投資額の100%を超えない範囲で、さらに1年間、合計で7年間の法人所得税免除。

3・2、法人所得税免除を受ける最初の5年間で、タイの自動車部品及び金型メーカーの開発のために8億パーツ以上投資する、または支出する場合、土地代と回転資金を除く投資額の100%を超えない範囲で、さらに2年間、合計で8年間の法人所得税免除。

ここに委員会が承認した計画に従う。

4、仏暦二五四三年八月一日付けの投資委員会布告第1/2543号に基づくその他の特典。ただし第三五条（一）に基づく法人所得税の50%減免特典を除く。

5、4年目以降に10万台以上の実際の生産量（アクチュアル・プロダクション）がなければならないと定められた要件に従い生産できない場合、要件に従えない部分の生産量の割合に応じて法人所得税免除特典の取消を受ける。このとき4年目から6年目にかけての合計生産量を計算し、同一の車台を有する自動車のみ計算する。

3・1または3・2に基づく追加の特典を受ける場合、追加の期間について生産量計算に加える。

第二項（既存のメーカー）

既存の世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産奨励を受けている者は、旧投資要件下に、実施中の世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産事業の生産能力拡張を以下のように申請でき、既存の投資奨励証に基づき残存している分だけ特典を受ける。

２・１、既存の奨励を受けている世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産能力の拡張。または

２・２、既存の世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産拡張に加え、第二世代世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産。

第三項（ケースバイケース）

以上の原則を委員会が投資認可審査の指針とする一般原則とするが、委員会は各プロジェクトの特典について相当性に基づき認可審査し、追加のその他特典も審査する。

第四項（申請期限）

第二世代世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産事業奨励申請、または既存の世界標準省エネルギー自動車（エコカー）生産能力拡張申請は、仏暦二五五七年（二〇一四年）三月三十一日までに提出しなければならない。

ここに仏暦二五五六年八月二八日より

仏暦二五五六年九月三〇日布告

（おわり）